

戸籍の電算化（コンピュータ化）Q & A

Q1 戸籍の電算化（コンピュータ化）とは何ですか。

A1 現在、野田市の戸籍は和紙にタイプライターで記載をしており、戸籍の届出があった場合に戸籍謄抄本の発行まで1週間程度お時間をいただいています。戸籍の電算化は平成6年に戸籍法が改正され可能になっており、電算化をすることによって戸籍の証明書発行までの時間が短縮できるなど住民サービスの向上、事務処理の迅速化が図れます。

Q2 なぜ氏名の文字が変更になるのですか。

A2 今までの戸籍には手書きのものが多くあり、書きぐせや崩し字など「電算化後の戸籍に使用することができない文字」で記載されたものがあります。このような文字は、法務省からの通知により常用漢字・人名用漢字などの漢和辞典等に掲載されている文字で記載することになっています。

Q3 氏名の文字が変更になった場合、住民票の文字の変更手続きも必要ですか。

A3 戸籍の電算化に伴い、住民票の文字も併せて変更するため、お手続きは必要ありません。

Q4 免許証や印鑑登録などに登録している氏名は直さなくてはいけないのですか。

A4 まったく別の文字になったり、名前が変わるわけではありませんので原則必要ございません。

Q5 市役所で発行されている保険証などはそのまま使用できますか。

A5 そのままご使用いただけます。次回の更新時からは変更後の文字で記載されたものをお渡ししますが、差し替えを希望される場合は担当課でお手続きをお願いいたします。